地域再生計画

1 地域再生計画の名称

千葉県プロフェッショナル人材戦略拠点事業計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

千葉県

3 地域再生計画の区域

千葉県の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

少子高齢化に伴い全国的に人口減少が進む中、本県の人口も令和3年に減少に転じた。生産年齢人口は平成12年をピークに減少を続けており、県内企業においては人材の確保が喫緊の課題である。令和4年11月における県内地域別(ハローワーク別)の有効求人倍率では、館山が2.29倍、千葉が1.70倍、木更津が1.58倍、いすみが1.25倍と、千葉市や県南部の地域において特に人手不足が顕著となっている。

また、デジタル田園都市国家構想総合戦略においては、今後230万人のデジタル人材の育成・確保が必要とされており、県内中小企業においてもデジタル人材の確保が急務である。これまでも、千葉県プロフェッショナル人材戦略拠点において県内の潜在的成長企業を開拓し、企業が抱える経営課題の整理や人材ニーズの掘り起こしを行い、プロフェッショナル人材の採用を支援してきた。拠点には主に地方銀行出身者を配置し、県内中小企業の支援を行ってきたところだが、今後の企業経営においては、企業の規模を問わず、副業・兼業を含めた人材確保や事業展開、生産性向上、業務効率化、多様で柔軟な働き方への対応などあらゆる面において、これまで以上にデジタル化に対応していくことが求められる。一方で、デジタル人材は副業・兼業に適応しやすい職種であることから、正規雇用が難しい小規模企業においても副業・兼業人材の活用により、デジタルを含めたプロフェッショナル人材の採用支援をより進めていく必要がある。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

県内企業数の99.8%、従業者総数の76.9%を占める中小企業は、地域において経済や雇用を支える重要な存在となっている。そうした地域を支える企業の経営力向上や産業全体の競争力の強化を図り県経済を活性化していくため、あらゆる分野で活用が進むデジタルを企業が積極的に導入することは、デジタル人材を含めた副業・兼業人材の活用、地域における多様な人材還流の促進において、人手不足の解消のみならず、社内にはない専門的人材の確保や、イノベーションの創発・新事業開発につなげるなど、企業の新たな成長の促進に資するものであり、企業の経営課題の解決や新たな付加価値の創出等に非常に有効であることから、デジタル化推進にも資する質の高い人材を確保し、県内地域への人材還流の好循環を生み出すことが不可欠である。そこで、県内中小企業において、デジタル技術を活用した新分野への事業展開や、ECサイト・SNSなどを活用した新たな販路開拓による収益性向上、企業や商品・サービスの魅力向上や効果的な魅力発信、多様で柔軟な働き方を可能とする環境整備、業務効率化による生産性向上など、幅広い分野でデジタル化の推進を喚起するとともに、地域の小規模企業を含めた幅広い企業に対して、デジタル人材等の副業・兼業を含めた多様な形態での人材還流を進め、県経済の活性化に繋げていくことを目指す。

【数値目標】

	4							
KPI1	中小企業の経営課題に関する相談件数						単位	件
KPI2	中小企業に対する人材採用マッチング件数						単位	件
KPI3	中小企業に対する副業・兼業に係る人材マッチング件数						単位	件
KPI4	中小企業に対するデジタル分野に係る人材マッチング件数						単位	件
	事業開始前 (現時点)	2023年度 (1年目)	2024年度 (2年目)	2025年度 (3年目)	2026年度 (4年目)	2027年度 (5年目)	KPI增加分 1 年目→最終 年度	
KPI(1)	350.00	380. 00	380.00	380.00	380.00	380.00	0.00	
KPI2	80.00	85. 00	85.00	85. 00	85. 00	85. 00	0.00	
KPI3	20.00	25. 00	25. 00	25. 00	25. 00	25. 00	0.00	
KPI4	4. 00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	0.00	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

〇 地方創生推進タイプ(内閣府): 【A3007】

事業主体
2に同じ。

② 事業の名称

プロフェッショナル人材戦略拠点事業

③ 事業の内容

プロフェッショナル人材戦略拠点において、地域が一体となって企業の支援に取り組むべく、地方銀行のみならず、信用金庫、信用組合といった地域金融機関等との連携の強化・拡大を図り、信用金庫や信用組合の職員との同行企業訪問の実施や、従業員数や売上高などを基に潜在成長力のある企業開拓を進めるなど、より効果的な県内企業のニーズの掘り起こしが必要であることから、小規模企業を含めた潜在成長力を有する地域の中小企業を発掘し、企業の経営力向上・競争力を強化するため、経営戦略の策定支援やデジタル化推進にも資するプロフェッショナル人材の活用を促す。そのため、副業・兼業の活用の有効性やデジタル人材の活用事例等について、セミナーや交流会等などを通じて、企業の意識醸成を図る取組を行うとともに、県の広報媒体や会議等の場を活用し、県内企業への事業周知により県内企業への当事業の認知度向上を図り、拠点のマネージャーやサブマネージャーによる企業訪問等を通じて、副業・兼業を含めた多様な形態でのデジタル等の人材マッチング支援を進める。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

プロフェッショナル人材戦略拠点の取組により、地域の中小企業での事業の浸透、企業開拓、副業・兼業を含めた多様なアプローチでのデジタル人材等のマッチング支援の取組を加速させ、県内企業の人材還流の浸透、定着を進める。

また、金融機関や人材ビジネス事業者間との人材マッチング市場における人材ニーズの情報連携等を通じ、民間事業者の主体による人材マッチング市場を構築し、人材活用による企業の成長を促していくことができる。

【官民協働】

地域金融機関、経済団体、行政機関等間での情報共有・連携体制を構築するため、千葉県 プロフェッショナル人材戦略協議会を設置し、事業の一層の情報連携を図ることで、今後、 金融機関や人材ビジネス事業者が主体となり、事業を推進できるよう、基盤を作る。

【地域間連携】

市町村と連携し、教育環境や生活環境についての情報提供を行うことで、UIJターンによる移住支援に繋げる。また、全国協議会や首都圏ブロック協議会を通じ、優良事例等を集約することにより、より効果的なマッチングに繋げる。

【政策間連携】

県内金融機関が行う「先導的人材マッチング事業」や、県が行う「UIJターンによる起業・就業者創出事業」との連携を図り、限られたデジタル人材が、企業や地方公共団体の課題解決のために副業・兼業を含めて確保・有効活用されるよう、実施主体間の情報共有等を行う。

【デジタル社会の形成への寄与】

デジタルを活用した解決を積極的に提案するとともに、デジタル人材の活用に当たっては、経営課題に応じて副業・兼業スキームを提案する。

企業が副業・兼業スキームを用いてデジタル人材を活用することは、デジタル人材のシェアリングによるコスト削減、業務の仕組化の構築による生産性向上・業務効率化や、デジタル技術を活用した新分野への事業参入等に繋がるなど、結果として更なる経営力向上・競争力の強化が図られ、企業の成長力の向上につながる。

- ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標(重要行政評価指標(KPI))
 - 4-2の【数値目標】に同じ。
- ⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 9 月

【検証方法】

産官学金労言士等で構成する「千葉県地方創生総合戦略推進会議」において、地方創生推 進交付金事業にかかるKPIの達成状況などに対する意見聴取及び効果検証を行う。

【外部組織の参画者】

千葉県地方創生総合戦略推進会議 11名 (千葉県市長会・千葉県町村会、(株)千葉銀行、(一社)千葉県商工会議所連合会、千葉 県農業協同組合中央会、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会、日本労働組合総連合会千葉県 連合会、(株)千葉日報社、千葉敬愛短期大学、和洋女子大学、ノートルダム清心女子大 学、千葉大学)

【検証結果の公表の方法】

外部有識者による効果検証後、県ホームページ等に掲載する。

- ⑦ 交付対象事業に要する経費
 - 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】 総事業費 247,102 千円
- ⑧ 事業実施期間

2023年4月1日から

2028 年 3 月 31 日 まで

⑨ その他必要な事項 特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組 (1)該当なし。 ア 事業概要 イ 事業推進主体 ウ 事業実施期間 年 月 日から 年 月 日まで (2)該当なし。 ア 事業概要 イ 事業推進主体 ウ 事業実施期間 年 月 日から 年 月 日まで (3)該当なし。 ア 事業概要

イ 事業推進主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2028 年 3 月 31 日 まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

- 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法
 - 5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。